



令和6年度

## 社会福祉士修学資金借受者の募集について

(お知らせ)



栃木県社会福祉協議会では、『社会福祉士修学資金等貸付事業』を実施しています。

### 〔制度の概要〕

県内の社会福祉施設等における社会福祉士の確保を目的として、将来社会福祉士の業務に従事しようとする方に対して、修学資金を貸与する制度です。

貸付けを受けた方は、社会福祉士養成施設を卒業後、社会福祉士の資格登録をし、引き続き5年間（在職期間1,825日以上かつ業務従事期間900日以上）（過疎地域(日光市のうち旧今市市を除く地域、大田原市のうち旧湯津上村及び黒羽町、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那珂川町)の場合又は中高年離職者の場合は3年間（在職期間1,095日以上かつ業務従事期間540日以上））県内社会福祉施設等で所定の業務に従事した場合には、修学資金の返還が全額免除されます。

●**募集対象** 次頁「1 修学資金の貸付対象者」の要件に該当する方

●**申請受付締切** 令和6年6月3日（月）当センター必着

### ●申請方法

在学する養成施設にて配布する貸付申請書等を当該養成施設に提出してください。

※ 自署にて記入のあった書類への押印を廃止いたしました。(実印が必要な場合や法人が証明する場合等は押印必要です。)

※ 生活保護受給世帯の方又はこれに準ずる経済状況にある世帯の方で、「高等教育の修学支援新制度」をご利用予定又は生活費加算の上乗せをご希望の方につきましては下記までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

TEL 028-643-3300

# 1 修学資金の貸付対象者

次のいずれの条件にも該当する方

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する方

ア 栃木県内に住民登録をしている方であって、卒業後に栃木県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において相談援助業務に引き続き5年間従事しようとする方

イ 栃木県内の区域内の社会福祉士養成施設※の学生であって、卒業後に栃木県内において相談援助業務に引き続き5年間従事しようとする方

ウ 社会福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた方であり、かつ、社会福祉士養成施設※での修学のため転居をしたものであって、卒業後に栃木県内において相談援助業務に引き続き5年間従事しようとする方

※社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（福祉系大学は対象外）

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する方であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる方

イ 卒業後、中核的な相談援助職として就労する意欲があり、社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

(3) 養成施設の修学に関し、他の国庫補助による貸付制度等（生活福祉資金（教育支援資金）、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等事業等）を活用していない方

## 2 貸付額

(1) 修学資金の貸付額は、月額50,000円とします。

(2) 貸付の初回に入学準備金200,000円、最終回に就職準備金200,000円  
（社会福祉士短期養成施設等に在学する場合は、初回又は最終回のいずれかとなります）

(3) 修学資金は無利子で、貸し付けます。

(4) 交付は、年2回に分けて、指定の口座に振り込みます。

## 3 貸付期間

正規の修学期間

## 4 貸付契約の解除、休止

貸付けを受けている人が、次に該当するときは、修学資金の貸付契約を解除または休止します。

(1) 貸付契約の解除

① 死亡したとき。

② 養成施設を退学したとき。

③ 学業成績が著しく不良になったとき。

④ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。

- ⑤ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥ その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

(2) 貸付の休止

- ① 休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学した月まで貸付けを休止します。

## 5 修学資金の返還等

修学資金の貸付けを受けた方は、貸付契約が解除されたとき、又は養成施設を卒業したときは、次の6による返還の猶予又は免除に該当する場合を除いて、修学資金を返還することとなります。

(1) 返還期間

- ① 5年間とする。
- ② 修学資金の貸付けを受けた期間が2年以下の方が、貸付を受けた期間以上返還免除対象業務に従事し、返還債務の一部免除をされた場合は、5年から返還免除対象業務に従事した期間を控除した期間とする。
- ③ 繰り上げて返還することもできるものとする。

(2) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還とする。

(3) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

## 6 修学資金の返還の猶予、免除

修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、修学資金の返還を猶予し、又は免除します。

(1) 返還の猶予

- ① 貸付契約が解除された後、引き続き社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- ② 国家試験合格後、県内の社会福祉施設等において、社会福祉士として返還免除対象業務に従事しているとき。
- ③ 国家試験に合格した場合において、返還免除対象業務に就業する意志のあるものについては、国家試験合格の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間
- ④ 他種の対象養成施設等における修学、災害、病気その他やむを得ない理由による特別の事情がある場合で、会長が適当と認める期間

(2) 返還の免除

- ① 国家試験合格後1年以内に県内で社会福祉士として返還免除対象業務に従事し、引き続き5年間（在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上）（過疎地域又は中高年離職者の場合は3年間（在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上）業務に従事したとき
- ② 上記業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
- ③ 上記①、②の全部免除のほか、①と同じ条件で社会福祉士として貸付を受けた期間以上返還免除

対象業務に従事したときは、返還額の一部が免除されることがあります。ただし、本人の責による事由による免職、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については、一部免除は適用しません。

## 7 申請方法

募集期間中に、必要書類を各養成施設に提出してください。（必要書類…申請書、職務経歴等報告書、離職したことを証する書類〈45歳以上で離職後2年以内の方〉、保証人・家族の所得証明等）

### (1) 「貸付申請書」

- ①申請者が成年の場合、連帯保証人1人（独立の生計を営む成年）を記入すること。
- ②家族の状況欄には、生計を一つにする者の直近の所得金額を記入の上、それを証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付すること。
- ③保証人の直近の所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付すること。

### (2) 「職務経歴等報告書」

福祉職としての職務経歴等、必要事項を記入すること。

- (3) 県外の社会福祉士養成施設在籍の場合は、住民票（発行から3カ月以内）を添付すること。（世帯全員の記載があるもの。マイナンバー（個人番号）は不要です。
  - (4) 中高齢離職者（養成施設入学時に45歳以上で離職後2年以内の者）の場合は、離職証明書又はそれに代わる証明書を添付すること。
- ※申請には在学する養成施設長の推薦が必要です。推薦書は養成施設で作成の上、上記申請書類に添付されます。

## 8 貸付決定

本会において、書類を審査の上、貸付けを決定します。申請から修学資金交付までの流れは、別紙「修学資金手続きの流れ」を参照してください。

なお、申請書類については、返却いたしかねます。

また、審査内容につきましては、開示することはできません。

【お問い合わせ先】 栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-643-3300 FAX 028-643-3340

URL [http://www.tochigikenshakyō.jp/jinzai/kensyu\\_center/index.html](http://www.tochigikenshakyō.jp/jinzai/kensyu_center/index.html)